

現代における母子関係の意味変容

－ ウルリッヒ・ベックの「個人化」論を手がかりとして －

斎藤 真緒*

本稿の目的は、現代における母子関係の変化、すなわち「近代家族的母子関係」から新しい母子関係の意味づけへの過程を明らかにすることにある。まずウルリッヒ・ベックによって展開されている「個人化」論を踏まえた上で、現代母子関係を捉える視角として、女性個人にとっての母子関係の意味変容に着目する意義を検討する。さらにこの分析枠組みに依拠して、西ドイツの動向、第二期女性運動から1980年代に新しく登場した母親運動までの西ドイツ女性運動における母子関係の意味変容について具体的に検討する。母親運動の一つの思想的到達点である「母親宣言」では、母子関係を含む家族及び地域における人間関係の見直し、社会の構造の転換の必要性が提起されている。母親運動における母子関係の意味づけについては、「子ども願望」という概念を用いて、そこに含まれている可能性と危険性の双方を検討する。

キーワード：母子関係，ウルリッヒ・ベック，「個人化」，ドイツ母親運動，子ども願望

はじめに

1987年5月、西ドイツ緑の党内で発表された「母親宣言」をきっかけとして、旧西ドイツの女性運動は、母性をめぐって未曾有の亀裂に直面した。従来この亀裂は、フェミニズムにおける平等派と差異派との対立として理解されてきた。しかし、ガブリエル・フロムハウスも指摘しているように、フェミニズム内部の母性をめぐるとした対立に関しては、その理論的是非を明らかにするだけでなく、こうした対立が生じる背景、とりわけ母子関係をめぐる社会構造上の変動に注目しなければならない。本稿の目的は、ウルリッヒ・ベックの「個人化」論を手がかりとしながら、現代における母子関係

の意味変容、とりわけ女性にとっての母子関係の意味づけの変化を明らかにすることにある。

母子関係とは、家族関係、より正確には親子関係のひとつである。親子関係には、大きく分類して未成年子を含む親子関係（とりわけ小さな子どもを含む親子関係）と、成年子を含む親子関係（高齢者を含む親子関係）という2つの類型がある¹⁾。また親子関係の類型には、母子関係のみならず、もちろん父子関係もある。しかし、「父親なき社会」とアレクサンダー・ミッチャーリヒが形容しているように²⁾、近代家族の中軸は母親役割を媒介とした女性と子どもとの関係であった。すなわち、母子関係は、これまで近代家族という枠組みの中で規定され、同時に近代家族を特徴づける役割を果たしてきたと言える。それゆえに、現在母子関係の

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

意味を問うことは、何よりもまず、一心同体と考えられてきた親密かつ排他的な母子関係、すなわち「近代家族的母子関係」の再検討を意味する。

しかし、三品(金井)淑子氏が指摘しているように、近代家族を問い直すことは、家族そのものの解体を意味しないのと同様に、母子関係を問い直すことは、母子関係そのものの解体を意味しているわけではない³⁾。むしろ西ドイツの事例を踏まえるならば、母子関係の意味づけの変化は、新しい母子関係の探求として位置づけることができる。したがって本稿では、母子関係の意味変容を、近代家族的な母子関係からの離脱および新しい母子関係の探求への過程として捉える。

1 「個人化」論の射程と家族

ウルリッヒ・ベックの「個人化」論は、1980年代の西ドイツさらにはヨーロッパにおいて、家族論・青年論・女性論などに大きな影響を及ぼした。ここでは、彼の「個人化」論を手がかりにして、現代の母子関係の意味変容に関する分析枠組みを検討する。以下本稿で用いる「個人化」は、ベックによる個人化概念を指すものとする。

(1) 「個人化」論の射程

ベックが提起した「個人化」とは、近代化という広範なプロセスの中の一局面を特徴づける概念である。ベックは個人化を、「一人一人が自らの生活歴を自分で創作し、上演し、補修しなければならない」⁴⁾ことと定義している。個人化を理解するためには、まず彼の近代化の捉え方を理解する必要がある。彼は、近代化を二

つの段階に整理している。近代化の第一の局面とは、階級・近代家族・性別役割分業という入れ子構造を特質とする近代産業社会であり、独自の伝統を内在化させているという意味において「半封建的社会」と呼びうるものである。すなわち近代産業社会とは、生産と再生産、市場と家族という全く異なる組織原理および価値体系をもつ二つのシステムを内包している社会である。ここで注目すべきは、一方のシステムが他方のシステムの存在を前提とした相互補完的關係にあるという点である⁵⁾。近代産業社会において、家族とは、業績主義・競争原理に基づく「社会に対する対抗構造」⁶⁾あるいは感情共同体として、「人格的な安定性」⁷⁾の基盤という役割を担っていた。相対立する市場システムと家族システムは、性別役割分業によってその均衡が測られていた。この段階において、個人化が適用されるのは生産労働に携わっている男性のみであり、個人化はまだ社会全体を特徴づけるまでには至らなかったとされる。

それに対して、近代化の第二の局面とは、個人化の原理が私的領域にも適用されることによって全社会に浸透する過程であり、それによって女性も次第に家族の拘束から解放される。したがって、職業・キャリア・家族生活・アイデンティティ・社会的ネットワークなどのあらゆる領域における意思決定作業が、家族単位ではなく個々人に委ねられるようになる。ベックは、この段階の近代化を、第一の局面である「単純な近代化」に対して、「再帰的近代化」と定義している。「再帰的近代化」とは、まさに産業社会の「創造的(自己)破壊の可能性」⁸⁾を示しており、この段階において、個人化は社会全体を特徴づける原理となる。

ベックの用いる個人化は、これまでしばしば

描写されてきた伝統的な共同体からの個人の解放のみを示す概念ではない。たしかに個人化とは、選択肢の多様化及び選択の自由を意味するが、それはまた同時に、選択の強制でもあることが強調されている。以下では、ベックの個人化概念の特徴を整理してみたい。

まず第一に、個人化によって、階級や家族を通じて克服可能であった様々なジレンマや危機への対処が、すべて個人の選択の問題に置き換えられる。とりわけ個人の選択に大きな影響を及ぼすのは労働市場であり、個々人は、労働市場を基軸として自分のライフコースを構想せざるを得なくなる⁹⁾。例えば教育の男女平等化にもかかわらず、労働市場ではあいかわらず女性に対する社会的不平等が温存されたままとなっている。それゆえに、個々人の選択は、常に「リスクをともなった自由(Riskante Freiheit)」にならざるを得ない。

社会的不平等の個人化と同時に、個人のライフコースの標準化も指摘されている。ベックによれば、現代の個人化は、個別・偶然的条件ではなく、戦後「福祉国家」という一般的条件、すなわち、教育の拡大・労働市場における流動性の高まり・労使関係の法制化の進展の下に成立するとされている¹⁰⁾。ライフコースが労働市場・教育制度・社会保障制度・マスメディアを通じて標準化されることによって、個人はこうした社会制度にますます直接従属するようになる。つまり、ライフコースの標準化によって、労働形態・職業教育・育児といった様々な問題が、階級や家族の問題としてではなく、あくまで個人のライフスタイルやアイデンティティの問題として、個人の私生活の中で問われることとなる。

「労働市場、教育、流動性、キャリア計画、こ

れらすべては、今や家庭の中で重層化している。職業、職業上の流動性の必要、教育を受けなければならないという強制、それに交差するように横たわる子どもに対する義務、単調な家事労働、これらをめぐって家庭の中で互いに何重もの野心がうずまき、家庭は常にこれに対処する曲芸師になってしまった」¹¹⁾。

今や「政治的なものは、私生活の核心部に身を置き、私達を苦しめ」¹²⁾るようになる。それゆえに個人化とは、単なる自己決定の拡大ではなく、むしろ「複雑で多様で曖昧な現象、あるいはもっと正確に言えば一つの社会変容」¹³⁾なのである。

しかし個人化とは、単なる非政治的な振り舞い・無関心・エゴイズムとは同一のものではない。たしかに個人化によって、階級意識や進歩信仰を媒介として提供されていた集合的意味供給源は枯渇・解体する¹⁴⁾。従来共同生活において最良の処方箋と見なされていた結婚・家族・階級・国家がその説得力と有効性を失いつつある。しかしこのことは、結婚や家族あるいは階級の解体を意味しない。むしろ個人化は、従来人間諸関係を掘り崩しながら、他方で自己と他者に対する新しい関係性を常に要求する。すなわち、個人化の裏面には、家族や階級によって確実性を担保されていないがゆえに、非常に不安定なものであるにもかかわらず、他者との新たな関係性の可能性が逆説的に提示されているのである¹⁵⁾。

(2) 個人化と家族

個人化は、本来現代社会を捉える際の基本概念として位置づけられているが、ベックの議論は、家族を捉える視点としても非常に有意義である。換言すれば、現代の家族変動は、近代化

の一局面としての個人化というダイナミックな社会変動の中で捉えられなければならない。以下では、個人化論における家族の位置づけについてももう少し詳細に検討してみたい¹⁶⁾。

家族領域における個人化とは、制度としての結婚を基盤としていた男女のパートナー関係および親子関係が問い直される過程である。では、家族関係、パートナー関係が個々人の選択に委ねられるようになるということは何を意味しているのだろうか。

近代家族におけるパートナー関係は、制度としての結婚に埋め込まれている性別役割分業によって規定されているが、個人化によってパートナー関係はますます個人的・私的な問題になる。すなわちパートナー関係の個人化は、何よりもまず、男女の家族生活を規定している性別役割分業および伝統的権威構造から男女双方を解放する¹⁷⁾。それゆえパートナー関係の個人化は、再生産労働を引き受けていた女性の個人化の過程でもある。ベックは、女性の個人化の社会的背景として、平均余命の変化およびライフサイクルの変化、中絶の法的可能性、教育の機会均等および若い女性の職業指向などを挙げている。このことは、女性にとって、従来までの「他者のための存在」というライフコースとは別に、個人化によって新しく開かれた「自分自身の人生」というライフコースが提示されることを意味している¹⁸⁾。

しかし、「自分自身の人生」の可能性は、家庭内の性別役割分業の解消や労働市場における差別の解消を意味しない。女性は「物質的な不利益の苦痛にさらされながら、労働市場・訓練・流動性にしがって自分自身の人生を作り上げなければならなくなる。こうした生活は、

家族・人間諸関係・友人へのコミットメントを犠牲にし¹⁹⁾なければ維持・継続し得ない。それゆえに、労働市場における社会的不平等の温存によって、あるいは、男性の意識変化の遅れによって、女性は、個人化によって開拓された「自分自身の人生」と、従来の「他者のための存在」との間の板挟みに陥ることになる。つまりこのことは、個人化の原理と現実とのズレ、すなわち女性の個人化過程の困難さを示しているといえる²⁰⁾。

選択可能性が拡大した個々人の生活において、個人が一人ではなく二人以上で家族生活を営もうとすれば、共同生活に関するあらゆる問題の決定過程に二人の希望・慣習・規範が持ち込まれることによって、従来よりも負担が増大し、決定が難しくなる。それゆえに、共同生活は非常に達成困難な課題となる²¹⁾。とりわけ女性の職場への進出によって決定領域の複雑性が高まれば高まるほど、共同生活における潜在的コンフリクトも大きくなるのである(労働形態、家事・育児の分担、介護の問題など)。したがって、「二つの遠心的な自分史を一つに連結することは大きな成果であり、それはまさに危険なバランスアクト²²⁾」となる。それゆえに個人化されたパートナー関係は、非常に不安定なものとなる。しかしこのことは逆に、希薄化せざるを得ない個人化された人間関係において、自己と他者との新しい関係性が求められることを意味しており²³⁾、その可能性の一つとして、個人にとってのパートナーとの共同生活の意義も高まると考えられる。

(3) 母子関係をめぐる分析枠組み

「個人化」論における家族の位置づけにおいてとりわけ重要なのは、家族関係が、個人化に

よってその求心力を失いながらも、個人化それ自身によって、逆説的に新しい家族関係への希求が新たに生み出されるという点である。こうした新しい家族関係のひとつの可能性としてパートナー関係も位置づけられている。では、個人化はもう一方の家族関係である親子関係、とりわけ母子関係にはどのような影響を及ぼすのであろうか。

個人化による家族の拘束力の弛緩は、パートナー関係のみならず、もちろん親子関係にも適用される。

個人化以前の母子関係、すなわち近代家族における母子関係は、女性の生物学的特性ゆえに、自然的かつ排他的な関係と見なされており、女性にとって母子関係は自明のものと思われていた。しかし、エリザベス・バダンテールによってすでに明らかにされているように、「母性愛」は決して普遍的なものではなく、歴史的に見ても一つの感情でしかない。それゆえに女性の個人化は、こうした「近代家族的母子関係」を問い直すことを意味している。すなわち、女性にとって子供を産むことは、時期や人数を含む多様な選択肢の一つとなり、その決定は、個人の意志に委ねられることになった。このことは、「社会的にコントロールされた繁殖から個人的にコントロールされる繁殖」²⁴⁾への転換を意味している。しかしまたもや逆説的に、子どもという存在が個人化過程において大きな障害となるがゆえに、個人にとっての子どもの意味はますます大きなものとなる。すなわち、女性の個人化によって、女性は「近代家族的母子関係」から離脱し、女性自身の選択に基づく新しい母子関係への可能性を手にすることができるのである。

「個人化」論は、家族関係の分析において、

個人にとっての人間関係の意味づけの変化が非常に重要であることを示している。また、現代の母子関係を研究の対象としようとする場合にも、個人にとっての、すなわち女性自身あるいは子ども自身にとっての母子関係の意味づけが決定的に重要であるといえる。以上のことを踏まえて、本稿では、現代における母子関係のあり方を、個人にとっての意味づけの変化という観点から具体的に検討したい。

しかし、ベックの「個人化」論にはいくつかの留意すべき点があると思われる。まず、母子関係の意味変容は、個人にとっての意味変容と、社会的な意味づけの変容という双方向的なベクトルによって規定される。それゆえに、個人にとっての母子関係の意味変容は、常に母子関係の社会的意味づけとの関連性において把握されなければならない²⁵⁾。

また、個人にとっての母子関係の意味づけは、個人のアイデンティティに大きく関わるものであるが、女性にとっての母子関係の意味づけと、子どもにとっての母子関係の意味づけとは、必ずしも一致しない。ベックは、親にとっての子どもの意義を中心に検討しているが、子どもにとっての母子関係、ひいては子どもにとっての親子関係・家族関係という問題は、独立した人格としての子どもという観点から別途検討される必要がある。

これらの点を踏まえるとすれば、現代における母子関係は、「女性にとっての母子関係」、「子どもにとっての母子関係」、さらには「母子関係の社会的意味づけ」という三者関係における意味変容の総体として捉える必要があると言える。

次節では、母子関係の分析枠組みの一つである女性にとっての母子関係の意味変容に焦点を

当て、西ドイツにおける第二期女性運動から1980年代に新たに形成された母親運動に至るまでの母子関係の意味づけの変化を具体的に検討したい。

2 西ドイツにおける母子関係の意味変容

ドイツにおける女性運動は、他の欧米諸国と同様に、第一次世界大戦前の第一期女性運動と、1960年代後半以降の第二期女性運動とに分類できる。母親運動は、1981年の母親センターの形成を起点としており、授乳グループや母親イニシアティブを含む多様な自助グループ、「母親宣言」の発案者、および緑の党内の母親政策作業グループ(A G - Mütterpolitik)などから構成されている²⁶⁾。母親センターは、ドイツ統一以降も活動を継続しており、その活動領域及び内容は、旧東ドイツへの展開も含めて、発足当初には想定されていないほど多様化している。したがって母親運動については、母親センターの形成から1987年「母親宣言：子どもと共に生きる 主張しはじめる母親たち (Müttermanifest: Leben mit Kindern - Mütter werden laut)」(以下「母親宣言」)の提起に至るまでの取り組みにさしあたり限定したい²⁷⁾。以下では、個人化という観点から母子関係を把握するために、第二期女性運動から母親運動までの母子関係の意味変容を検討するが、ドイツ女性運動における母性という問題に関しては、第一期女性運動における母性主義フェミニズムの果たした役割や、母親運動の形成と同時期に第一期女性運動に対する学問的関心が高まったことなどを踏まえれば²⁸⁾、第一期女性運動から現代に至るまでの長期的な母子関係の意味変容を検討する必要があることを敷衍しておきたい。

(1) 第二期女性運動と母子関係の意味づけ

西ドイツにおける第二期女性運動は、近代家族が内包していた女性役割という構造的不平等が「意識化」された社会運動であり、個人化過程の一部を構成している²⁹⁾。当時の西ドイツの女性運動においてもっとも注目されたのは、フェミニズム雑誌『エマ』の主催者として知られるアリス・シュヴァルツァーである。彼女は、『性の深層：小さな相違と大きな結果』において、生物学的性差、女性の母性は「小さな差異」であって、むしろ社会的・文化的に作り出された性差、社会的母性こそが「大きな差異」をもたらすことを明らかにし、あらゆる社会領域における男女間の個人としての対等性を強調した³⁰⁾。とりわけ、女性が子どもを産み育てることを自明のことと見なす当時の西ドイツの結婚観・家族観との対峙という現実においては、女性自身が母子関係をどのように考えるのかという点が決定的に重要であった。以下では、中絶の禁止を規定している刑法218条の廃止をめぐる取り組みを取り上げ、第二期女性運動における母子関係の意味づけについて検討したい。

1971年、グラフ雑誌『シュテルン』において、有名人9名を含む374名の女性による「私たちは子どもを墮ろした！私たちは、刑法218条の完全な削除を求める」というアピールが、シュヴァルツァーの呼びかけによって公表された³¹⁾。この行動は、同年4月、パリにおいて行われたシモーヌ・ドゥ・ボヴォワールを含む343名の女性による声明「私たちは中絶をした。私たちは女が自由に中絶できる権利を要求する」に倣ったものである。第二期女性運動における中絶自由化をめぐる取り組みは、母子関係の意味づけにどのような影響を及ぼしたので

あろうか。

刑法218条をめぐる取り組みは、まず第一に従来自明のことと見なされていた母性という女性の使命に対する異議申し立てであり、このことは、当時のスローガン「私のおなかは私のもの (Mein Bauch gehört mir) !」に典型的に示されている。第二期女性運動への参加者は、母子関係の問題を、自らの身体に対する自己決定権として位置づけた。このことは、「近代家族的母子関係」の拒否であり、それゆえに女性自身からの母子関係への意味づけの端緒として決定的な意味をもった。しかし、刑法218条をめぐる取り組みとは、母子関係を女性の権利の問題にすることによって、女性の選択肢の拡大、とりわけ「産まない自由」を確立することを第一義的課題としていた。「産まない自由」の強調は、女性に産むことを強要する社会のあり方を問い、男性との対等な関係性を構築する上では有効であったが、子どもとの関係性、すなわち「近代家族的母子関係」とは異なる新しい母子関係の検討には結実しなかった。むしろ私設共同保育所設立運動などを除いて、当時子どもを産むことそれ自体、女性役割への固定化と考えられていた。このことは、当時のフェミニストのパンフレットによく反映されている。

「今日子供を産むような人がいたら、それは資本主義のプロパガンダの犠牲者である」³²⁾。

ドイツ社会はしばしば、子どもに対する不寛容性をその構造的な特徴として指摘されており、「子どもに敵対的な社会 (Kinderfeindliche Gesellschaft)」と評されている。第二期女性運動は、男性からの解放を子どもからの解放としばしば同一視することによって、ドイツ社会の

こうした文化的風土に対して無批判なままであったとも言える。すなわち、個人化を意識的に促進した第二期女性運動においては、「近代家族的母子関係」からの離脱が強調されながらも、母子関係の問題は、男性からの解放の従属変数としてしか位置づけられなかったがゆえに、新しい母子関係のあり方が検討されるまでには至らなかった。しかしながら、第二期女性運動において、「産まない自由」が確立されたことによって、母子関係の意味づけの可能性が拡大したことは、「近代家族的母子関係」から女性個人を基準とする母子関係への転換の起点となったといつてよいだろう。

(2) 母親運動の形成

フェミニズム思想において、西ドイツの第二期女性運動が、性別役割分業の廃止によってあらゆる社会領域における男女の平等を目指す平等派に分類される一方、1980年代に登場した母親運動は、妊娠・出産・授乳という一連の経験を積極的に評価する点をもって差異派に分類されている。

母親運動の実際の取り組みは、主に三つの局面に分類することができると考えられる。この分類は、それぞれの時期の活動の特徴に基づくものであるが、しばしば時期的重複、相互作用の関係にある。

母親運動の第一の局面は、母親センターを中心とする多数の自助グループの形成過程である。その中でも中心的な役割を果たした母親センターは、1981年3つの都市(ザルツギッター、ミュンヘン、ダルムシュタット)での設立に始まり、1980年代後半には連邦全体に拡大し、母親たちによる広範な草の根ネットワークの拠点となった。また母親センターのみなら

ず、当時の西ドイツの母親たちが抱えていた諸要求（育児・仕事・地域活動）に基づく、多様な領域での自助グループの設立は、母親たちの組織化を促進し、母親運動の基盤をなした。したがって、この時期の母親運動は、「自助運動としての母親運動」という特徴を有している。自助グループの形成は、第三の局面である政治参加過程の社会内在的要因となっている。

第二の局面は、1986年のチェルノブイリ事故をきっかけとする、いわゆる「ポスト・チェルノブイリ」とも言うべき時期である。この事故を契機として、母親運動の取り組みは、エコロジー運動と合流し、第三の局面、すなわち母親運動における政治参加過程の外在的要因となった。したがって、この時期の母親運動には、「エコロジー運動としての母親運動」という特徴が新たに付け加えられた。

第一と第二の異なるモメントが一つに統合されるのが第三の局面、母親運動における政治参加過程である。それ以前の母親運動は、家族や地域を横断する草の根レベルの取り組みが中心になっていたが、第三の局面とは、チェルノブイリ事故を直接的契機として、とりわけ緑の党との交流を通じた政治領域への参加を獲得し、その社会的影響力を拡大しようとする時期であった。それゆえにこの時期は、母親運動の取り組みが社会的にも最も注目を集めた。第三の局面の大きな特徴は、1987年の「母親政策作業グループ」が緑の党内で公表した「母親宣言」にある。この宣言は、従来の母親運動の一つの思想的到達点であり、母親運動が内包する様々な特徴が反映されている。しかしこの宣言は、同じ緑の党内の「連邦女性作業グループ」による反発をはじめとして、西ドイツのフェミニズムにおいて、母性をめぐる差異派と平等派

との論争へと発展する。それゆえに母親運動における政治参加過程とは、「女性運動としての母親運動」として展開することとなった。

(3) 母親運動における母子関係

母親運動は、それぞれの構成要素を踏まえ、より総合的に検討されるべき研究対象である。そこで本稿では、母親運動における母子関係の意味づけ、とりわけ第二期女性運動における意味づけとの相違点を中心に検討する。

母親運動における母子関係の意味づけについて、なによりもまず注目すべき点は、母親運動が形成された当時のドイツ社会の背景、すなわち母子関係のおかれた社会状況の変化にある。

まず第一に、母親の就業数の増加が指摘できる。西ドイツの女性の就業率は、戦後ゆるやかな上昇傾向にあるが（表1参照）、教育の延長と年金生活の保障によって、20歳以下と60歳

表1 西ドイツにおける男女の就業率

年	男 性		女 性	
1950	1501(万人)	93.5(%)	849(万人)	44.4(%)
1961	1690	93.5	933	48.9
1970	1703	91.1	959	49.6
1980	1716	86.4	1048	52.9
1987	1666	91.0	1053	60.7

Sources: Karl Schwarz(ed), *Fräuerwerbstätigkeit - Demographische, soziologische, ökonomische und feministische Aspekte - Deutsche Gesellschaft für Bevölkerungswissenschaft* 26.(1992). Presse- und Informationsamt der Bundesregierung(ed), *Gesellschaftliche Daten 1982*.(1982). Werner Röger, *Frauenwerbstätigkeit und Strukturwandel in der Bundesrepublik Deutschland*. (1992). Statistisches Bundesamt (ed), *Bevölkerung und Wirtschaft 1872-1972*.(1972). Statistisches Bundesamt (ed), *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit*, Fachserie . Reihe 4.1.1., 1994. Walter Müller et al., *Strukturwandel der Frauenarbeit 1880-1980*.(1983). Dietmar Petzina et al., *Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch III*.(1978). zit. nach, Mary Fulbrook(ed.), *German History since 1800*, Arnold, 1997, p.522- 527.

表2 子どもの数別および子どもの年齢別の母親の就業率

年	子ども(15歳以下)の数別による 母親の就業率			子どもの年齢別による母親の就業率		
	1人	2人	3人以上	3歳以下	6歳以下	16歳以下
1961	37.2%	31.7%	31.7	29.7%	31.3	34.6
1970	40.5	30.9	27.8	27.8	30.4	34.8
1974	45.6	36.2	32.7	32.2	34.8	40.2
1976	45.2	35.6	32.0	31.5	34.0	40.0
1977	45.6	36.3	32.2	31.3	34.5	40.6
1978	45.5	38.0	31.1	31.2	34.3	40.4

Sources: Schriftreihe des Bundesministers für Jugend, Familie, und Gesundheit Band 84, *Familien mit Kindern Spezifische Belastungssituationen in der frühkindlichen Entwicklung*, 1980, S.66.

表3 保育施設の数と供給率

2歳未満の子どものための保育所等施設	38,153 2.70%	294,086 (353,203) 77.34% (84%)
3歳以上6歳半までの子どもの幼稚園等施設 (全日・半日制等含めて)	1,583,622 68.99%	721,262 (888,420) 97.31% (94%)
学童保育施設(6歳半から10歳半までの子ども)	128,789 5.02%	555,223 (818,821) 63.24% (80%)

出典：上野千鶴子・田中美由紀・前みち子『ドイツの見えない壁』(岩波新書, 1993年, 134頁)

注：供給率(表中の%)は当該子ども人口に対する施設定員数の比率を示す。1991年12月31日の状況()は統一前1989年の状況

以上の層の就業率が減少し、それを補完する形で20歳から60歳までの年齢層、とりわけ既婚女性の就業率が大幅に増加している(表2参照³³⁾)。このことは、女性にとっての就業が結婚までの「つなぎ(zwischenphase)」以上の意味を持ち始めていることを示している。いまや母親を含むあらゆる女性が、労働市場を中心にライフコースを組み立てる必要に迫られているのである³⁴⁾。さらに、1970年代以降の大量失業にもかかわらず、就業女性の絶対数は男性とは異なって上昇している。その主な原因は、既婚女性によるパートタイム労働の増加であり、女性のパート労働者は、就業女性の三分之一を占めている。このことは、母親役割に対するアンビバレントな態度としてしばしば指摘されているように³⁵⁾、就業も含めたライフスタイルが女性個人の選択になるがゆえに、女性が「自分自身の人生」と「他者のための存在」との間での

葛藤、すなわち仕事と子どもとの間の葛藤に直面していることを示している。

さらにこうした葛藤を促すものとして、公的な保育施設の欠如を指摘することができる。前述したような「子どもに対する不寛容性」というドイツ社会の文化的特性の下では、小さな子ども、とりわけ少なくとも生まれてから3年間は母親の手で育てるべきだという「三歳神話」³⁶⁾が非常に根強く、こうした考え方は、公的な保育施設の確立の大きな桎梏となっている(表3参照)。このことは、まさに社会国家西ドイツにおける「全く信じられないほどの弱点」³⁷⁾であったといえる。このことは、「子どもに対する不寛容性」がとりもなおさず「母親に対する不寛容性」でもあることを示している。個人化によって子どもをもつことが女性のライフコースの1つの選択肢になったにもかかわらず、子供をもつことは相変わらず女性のラ

ライフコースを大きく規定するものであり、ライフコースの個人化と現実とのずれを生みだす結果となった。ベアテ・コルテンディックが指摘しているように、母親運動とは、女性が直面しているこうした仕事と子どもとの矛盾の調和をめざす取り組みとして成立した。つまり母親運動とは、西ドイツにおける母子関係をめぐる一連の厳しい社会状況への一つの対応であったといえる。

第二期女性運動では、子供を産むことは母親役割を媒介として女性役割を引き受けることを意味すると考えられていたために、子供の問題はしばしば男性からの解放の従属変数として位置づけられていた。したがって当時は、女性が子どもを産むこと＝母親になることが否定的に考えられる傾向にあったといえる。それに対して母親運動は、従来の女性運動には参加していなかった母親、とりわけ子供を産むことを選択した女性が担う活動として成立した。このことは、ドイツの女性運動において、女性と子供との関係性が独立変数として登場したことを意味している。

母親運動においては、子どもをめぐる女性の一連の経験 妊娠・出産・育児 が、女性のライフコースにおける選択として、積極的に位置づけられている。ここで重要なのは、母親運動を担う女性たちが、母親になることのみを自らの人生の最大の目標として設定していることを意味しないという点である。つまり、母親運動への参加者は、女性の自立と、子供を産むという選択の両方を自分のアイデンティティにとって重要であると考えている。このことを、パーバラ・ジヒターマンは、「子どもか仕事か」から「子どもと一緒に解放」というパラダイムの転換として整理している³⁸⁾。

(4) 「母親宣言」

では、ドイツの母親運動において示された女性にとっての母子関係の意味づけは、第二期女性運動における母子関係の意味づけとはどのように異なるのであろうか。ここでは、母親運動の一つの到達点としての「母親宣言」を取り上げて、そこに示されている新しい母子関係のあり方について検討してみたい³⁹⁾。

まず第一に、「母親宣言」は、子どもをもたない女性＝「非母親」に対する挑戦として位置づけられている。すなわち、「母親宣言」に署名した人は、この文書を、女性という一つの同質集団に対する「対抗構想」⁴⁰⁾と考えている。こうした母親と非母親との対立構造は、女性運動における平等派と差異派との対立と関連している。「母親宣言」の署名者でもあるガブリエル・ポットハストとモニカ・ジャッケルは、「母親運動とは、女性運動に反映されている女性の社会的分裂を考察するのではなく、むしろ分裂を見いだしているのである」として、この対立に対する積極的な賛同を示している⁴¹⁾。このように、母親の問題が女性運動において取り上げられたのは、母親運動が形成された背景と大きく関連している⁴²⁾。つまり、第二期女性運動においては子どもの問題が女性個人の自己決定として捉えられていたのに対して、小さな子供をもつ女性が女性運動の担い手となることによって、母子関係が女性運動におけるイシューになった。したがって「非母親に対する挑戦」の意義とは、女性運動内部において同質かつ単一の集団と見なされていた女性というカテゴリーの中で、母親独自の利害を明らかにしたことにあるといえるだろう。

新しい母子関係を提起する際に、「母親宣言」では、母子関係以外の母親や子どもをめく

る人間諸関係の再考を主張している。

「生きる喜びに満ちた母親や、自分たちのための空間が存在するということを自覚している子どもたちは、子どものいない生涯設計を選択した女性にとってのパートナーであるし、父親である男性あるいは父親ではない男性にとってもパートナーなのである」⁴³⁾。

ジヒターマンは、新しい母子関係の構築には、もう一方のパートナーとしての父親の参加、すなわち「実践的父性」が含まれなければならないことを強調している。このことは、従来狭隘な家族内の空間に閉鎖されていた母子関係を、より開かれた関係として再構築しようという方向性を示している。実際にランゲンやザルツギッターといった一部の母親センターでは、父子関係に限らず、高齢者との世代間関係や地域との関係をも射程に入れた諸関係の再構築が実践的に模索されている⁴⁴⁾。

しかし、「母親宣言」において強調されているのは、母子関係以外の人間諸関係の再構築だけではない。

「私的領域における協力的解決という狭隘な固定化は、社会の見せかけのパースペクティブである。私的領域における協力を十分な解決策とみなすにはあまりにも多くの母親が一人で生活しており、多くの人間関係が途絶えてしまっている」⁴⁵⁾。

それゆえに「母親宣言」において最も強調されているのは、「社会に対する根本的な挑戦」としての位置づけ、つまりドイツという「子どもに敵対的な社会」そのものの転換である。従来、自己決定の名の下で、子供に不寛容な社会構造において女性は様々な局面で二者択一を迫

られてきたが、この場合社会構造が非合理と見なされるのではなく、むしろ社会構造に適合できない女性の生涯設計の方がしばしば非合理的なものに見なされてきた⁴⁶⁾。「母親宣言」は、こうした社会構造に対するオルタナティブとして、母子関係を位置づけている。

「新しい女性運動の時代が来た。この新しい女性運動は、子供をもたない女性の利害と同じように、子供をもつ女性の現実・希望・要求を首尾一貫して強く主張する。… 母親たちは、自分の家の外で、労働力、既婚女性、女性政治家として活動したいと考えているだけではなく、子供のための空間をも要求しているということが理解されなければならない時代が来た。子供と一緒に暮らすことができる社会とは、あらゆる既存の社会構造への根本的な挑戦を意味している。思考の転換が必要である」。

「まず、母親であることに含まれている強みや満足は、今日母親たちの母性がさらされているあらゆる苦境や圧迫やひずみに対して取り組む基礎となる」⁴⁷⁾。

「母親宣言」において、子どもをもつという行為は、女性自身の自己決定の問題にとどまらず、その自己決定を可能にする人間諸関係や社会構造の問題として捉えられている。つまり、母子関係のあり方は、「いかなる関係を他者と取り結ぶべきなのかという我々の共生のあり方に関わる倫理の問題」⁴⁸⁾として位置づけられている。すなわち、母子関係の意味づけによって、「最も望ましいのは、妊娠が肉体的にも許容でき、社会的にも望ましい場合である。最も不幸な状況は、妊娠が肉体的にも社会的にも望まれない場合」⁴⁹⁾(傍点は引用者)なのである。したがって「母親宣言」では、とりわけ仕

事と子どもの両立のための様々な社会支援の整備(保険・年金制度の見直し, 保育所などの地域インフラストラクチャーの充実, 職業教育における年齢制限の廃止など)が要求されている。

「母親宣言」に示されている新しい母子関係の方向性は, 母子関係の意味変容のみならず, 母子関係を取り囲む他の人間諸関係の再構築, ひいては社会構造における母子関係の位置づけとの関連性の中で理解される必要があることを明らかにしているといえる。

(5) 「子ども願望」

さらに母親運動における女性にとっての母子関係の新しい意味づけは, 「子ども願望」という概念によって整理されている。

ジヒターマンは, 「子ども願望」を, 「身体的・精神的な性的アイデンティティの成熟に関わるセクシュアリティの一つのあり方」⁵⁰⁾と定義した上で, 今日の母子関係, とりわけ女性にとっての母子関係の意味づけを考える際の転換点として, セクシュアリティと再生産との分離

とりわけピルを含む避妊技術の発達に注目している⁵¹⁾。ジヒターマンによれば, ピルを中心とする避妊技術の登場によって, 子供を産むことは人間の意識的な行為へと移行する。「生殖上の必然性から男と女の責任へと問題が移行」することによって, 女性は子どもがほしいかどうかを自分の意思によって決定しなければならない状況に直面する⁵²⁾。セクシュアリティと再生産の分離とは, 再生産なきセクシュアリティという一方向的な分離を意味しており, 子供を産むという再生産行為自体はセクシュアリティとは分離できないとジヒターマンは言う。つまり, 今日における女性にとっての

母子関係の意味は, 再生産をともなったセクシュアリティの行使, 妊娠・出産・授乳までの一連の身体レベルの行為の実現として理解されている⁵³⁾。

ジヒターマンが身体レベルでの子ども願望について展開しているのに対して, エリザベス・ベック＝ゲルンスハイムは, 子ども願望の現代的意義を, 社会的背景, 特に女性のライフコースの個人化との関連において論じている。

個人化の徹底によって, 家族や子どもに妨げられない個人が要請される。すなわち, 「貫徹された市場社会とは, 子どものいない社会」⁵⁴⁾である。ここで注目すべきことは, 個人化によって, 女性にとって子どもという選択肢がより達成困難なものになることで, 逆に子どもの存在意義が高まるという点である。個人化が社会の隅々にまで浸透し, 社会がますます子どもを排除する構造に接近すれば接近するほど, すなわち目的合理的関係・競争・キャリア・流動性といった規律に支配される構造が拡大すれば拡大するほど, 子どもはますます「代替不可能な第一次の関係の源泉」⁵⁵⁾となり, 非打算的な感情を投入することができるかけがえのない存在として認識されるようになる。このことは, 「近代家族的母子関係」から離脱し, 女性が自らの選択に基づいて子どもとの関係を構築することによって, 逆に女性にとっての母子関係の意味が再発見されることを示している⁵⁶⁾。

しかし留意しなければならないのは, 母親運動においても, 女性の産まない自由の重要性が強調されているという点である。子供を産むという選択が大きな意味を持つのは, そうした行為が産まない自由をも含めた多様な選択肢の中の一つになったからに他ならない。つまり, 現代の子ども願望とは, 子供を産むことを自明の

ものと見なす従来の女性と子どもとの関係ではなく、「フェミニズムの洗礼を受けた形の子どもの再発見」⁵⁷⁾の現れであり、子どもを媒介とする女性の一つの自己実現の様式であるといえる。母親運動とは、「自分自身の人生」と「他者のための存在」との板挟みの中で、女性のライフスタイルとして子どもとの共生を模索したひとつの取り組みであった。こうした点を踏まえるならば、母親運動において模索されている母子関係のあり方は、個人化を経た他者との新たな結びつきのひとつの可能性を示すといえるだろう。

しかし今日、子ども願望を実現するには、いくつかの大きな問題点が存在している。一つは、個人化された社会における「自分自身の人生」に対する願望・機会・強制である⁵⁸⁾。母親運動において問題となっている仕事と子どもとの調和も、こうした障害の顕在化と見なすことができる。しかし決定的な問題は、近代における「子ども」の位置である。「子ども」という概念が近代において初めて形成されたということは、フィリップ・アリエスらの研究によって広く知られるようになってきている。近代における子どもとは、操作・修正可能な存在であるがゆえに、親の子供への愛情、とりわけ母親の子どもに対する愛(母性愛)が子どもの発見と同時に登場した。「近代家族的母子関係」では、母親の子どもに対する愛情が、その性ゆえに自然なものとして見なされていたのに対して、現代の子ども願望は、子どもとの関係が女性個人の自覚的な意識にまで高められる必要があることを意味している。しかしこれはコインの片面でしかない。エリザベス・ベック＝ゲルンスハイムは、現代の子ども願望を、もう一方の家族関係、すなわち夫婦関係との関連において捉える

必要があることを指摘している。個人化によって非常に不安定となった家族領域では、共生の可能性が、しばしばパートナー関係ではなく、それ以外の関係、とりわけ子どもとの関係において模索されるようになる。つまり子どもは、根本的・包括的・解消不可能な結びつきを提供する唯一の存在として位置づけられるようになる。ここには、パートナー関係と親子関係との関係性における相違が存在している。パートナー関係が、対等な大人同士の人間関係であるという点において解消可能である一方、親子関係という非対称的な人間関係は、とりわけ子どもが小さい場合、現在のところ解消不可能である。すなわち、今日の女性にとって、子どもとの関係性は、男性に取って代わる感情移入の対象として、その比重がますます大きくなる可能性を含んでいる。さらに、子ども願望は、親に対する新たな義務・責任を常に伴っており、とりわけ教育や生殖テクノロジーの発展は、親性に対する義務をますます増大させ、子どもに対する過剰な意味づけを煽る役割を果たしている。したがって、女性にとっての母子関係は、その意味づけが大きくなるにつれて、関係がスムーズに構築し得ない場合、暴力をも含む過剰な「情緒化」をもたらす危険性を内包しているのである。それゆえに子ども願望に基づく新しい母子関係も、「失望・憤慨・拒絶・憎悪を含む欠点なしには理解することができない」⁵⁹⁾。新しい母子関係への探求は、女性の側のみではなく、子どもの側からの位置づけを常に要するし、こうした作業は、近代社会における「子ども」という問題に底通しているということを念頭に置かなければならないであろう。

おわりに 新しい家族的共同性に向けて

本稿では、ウルリッヒベックの「個人化」論を踏まえた上で、現代における女性にとっての母子関係の意味変容について、西ドイツの動向を参照しながら具体的に検討してきた。第二期女性運動では、「産まない自由」の確立によって、「近代家族的母子関係」からの解放が目指された。しかし、第二期女性運動においては「近代家族的母子関係」に代わる新しい母子関係の意味づけが十分検討されなかったのに対して、1980年代に形成された母親運動とは、まさに小さな子どもをもつ母親たちによる取り組みであり、子どもの問題が中心的課題となった。「母親宣言」では、母子関係の新しい意味づけが、自己決定のレベルにおける意味づけから、社会構造のレベルにおける母子関係の実現可能性の追求、すなわち新しい母子関係の意味づけを可能にする社会のあり方の問題にまで発展した。

母親運動では、子ども願望概念によって、母子関係の新しい意味づけ、すなわち個人化を経た他者との新しい関係性のひとつの可能性としての母子関係が提起されている。しかし、母親運動における母子関係の新しい意味づけは、「近代家族的母子関係」への回帰の危険性をも常に孕んでいる。例えば、「母親宣言」の発案者でもあるギゼラ・エルラーは、性別役割分業を廃棄を「非現実的」と見なしているために、「近代家族的母子関係」の排他性・自然性の問題が十分考慮されていない⁶⁰⁾。また、母親運動の第二の局面では、エコロジーの観点の導入によって、母子関係の「自然性」が強調される傾向がますます強まっている。女性と子どもとの関係性は、もちろん母子関係のみに還元される

ものではないが、近代家族という枠組みにおける女性と子どもとの関係性は、主として母子関係であった。換言すれば、「近代家族的母子関係」の検討なしに、女性と子どもとの多様な関係性は見いだされにくい。こうした点を踏まえれば、母親運動が提起した女性にとっての母子関係の意味づけについては、女性の側のみならず、その対象である子どもの側の視点からも明らかにされる必要があるだろう。

さらに考慮しなければならないことは、現代における母子関係の社会的・政治的意味づけである。母親運動が形成された1980年代は、失業率の増大と出生率への低下への対応として、コール政権によって「家族の建て直し」があらゆる施策に優先する中心課題として位置づけられた時期でもある。コール政権は、育児手当の給付や年金制度の改革によって、「他者のための存在」としての女性を支援する政策には着手したが、仕事と家庭との両立をはかる施策にはほとんど着手しなかった。こうした方向性は、「母親宣言」で取り上げられた社会のあり方とは相反するものである。換言すれば、社会的・政治的意味づけの考慮なしには、個人にとっての意味づけは無意味なものになってしまう。現代における母子関係は、「女性にとっての母子関係」、「子どもにとっての母子関係」、「母子関係の社会的・政治的意味づけ」という三者関係から総合的に捉えられるべきであり、その中からのみ「近代家族的母子関係」からの離脱の道が開かれるであろう。しかしだからこそ、母子関係をめぐる様々なグレーゾーン、あるいは家族関係をめぐるグレーゾーンを考察することは、新しい人々の結びつきを見いだす上でますます重要になっているともいえるだろう。

注

- 1) 木下英二「親子関係研究の展開と課題」(野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編『いま家族に何が起きているのか』, ミネルヴァ書房, 1996年), 141頁。
- 2) アレクサンダー・ミッチャーリヒ著・小見山実訳『父親なき社会: 社会心理学的思考』, 新泉社, 1972年。
- 3) 三品(金井)淑子「新たな親密圏と女性の身体の居場所」(野家啓一・村田純一・伊藤邦武・中岡成文・内山勝利・清水哲郎・川本隆史・井上達夫編『新・哲学講義6: 共に生きる』, 岩波書店, 1998年), 82頁。
- 4) Ulrich Beck, "The Reinvention of Politics: Toward a Theory of Reflexive Modernization," in: Ulrich Beck / Anthony Giddens / Scott Lash, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*. Stanford, 1994. (松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化: 近現代における政治・伝統・美的原理』, 而立書房, 1997年) p. 13, 邦訳30頁。
- 5) Karin Hausen, "Die "Frauenfrage" war schon immer eine "Männerfrage": Überlegungen zum historischen Ort von Familie in der Moderne," in: *Gesprächskreis Geschichte*, Heft 7, Bonn, 1994. (斎藤真緒・松葉正文訳「「女性問題」は常に「男性問題」でもあった 近代における家族の歴史的 position に関する考察」『立命館産業社会論集』第34巻 第3号, 1998年), 139 - 140頁。
- 6) Heidi Rosenbaum, *Formen der Familie: Untersuchungen zum Zusammenhang von Familien-Verhältnissen, Sozialstruktur und sozialem Wandel in der deutschen Gesellschaft des 19. Jahrhunderts*, Suhrkamp, 1982. S. 373-378.
- 7) Elisabeth Beck-Gernsheim, "Von der Liebe zur Beziehung? Veränderungen im Verhältnis von Mann und Frau in der Individualisierten Gesellschaft," in: Ulrich Beck / dies, *Das ganz normale Chaos der Liebe*, Frankfurt a.M., 1990. S. 69-73.
- 8) Ulrich Beck, *The Reinvention of Politics* (1994), p. 2, 邦訳11頁。
- 9) Ulrich Beck, *Riskante Chancen - Gesellschaftliche Individualisierung und soziale Lebens- und Liebeformen*, in: *Das ganz normale Chaos der Liebe* (1990), S. 9.
- 10) Ulrich Beck, *The Reinvention of Politics* (1994), p. 20, 邦訳42頁。
- 11) Ulrich Beck, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp, Verlag Frankfurt a.M., 1986 (東廉・伊藤美登里訳『危険社会~新しい近代への道』, 法政大学出版局, 1998年) S. 184, 邦訳225頁。
- 12) Ulrich Beck, *The Reinvention of Politics*. (1994), p. 45-46. 邦訳, 87頁。
- 13) Ulrich Beck, *Riskante Chancen*. (1990), S. 15.
- 14) Ulrich Beck, *The Reinvention of Politics* (1994), p. 7, 邦訳20頁。
- 15) Ulrich Beck, *Kinder der Freiheit*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt a.M., 1997, S. 16-21.
- 16) 日本でも、個人化という概念が家族の分析枠組みとしてしばしば提起されているが、ベックの用いる個人化概念とは、集団としての家族から、個人の選択に基づく関係性の構築、自己決定の拡大という積極的な意味だけではなく、個人があらゆる選択の主体にならざるを得ない状況にさらされるという意味において強制でもある点にその特徴がある。日本における議論については、さしあたり以下を参照。目黒依子『個人化する家族』, 勁草書房, 1987年。
- 17) Ulrich Beck, *Riskante Chancen*. (1990) S. 14.
- 18) Elisabeth Beck-Gernsheim, "Vom "Dasein für andere" zum Anspruch auf ein Stück "eigenes Leben". Individualisierungsprozesse im weiblichen Lebenszusammenhang," in: *Soziale welt: Zeitschrift für sozialwissenschaftliche Forschung und Praxis*, Jahrgang 34, 1983, Heft 3.
- 19) Ulrich Beck, *Riskante Chancen*. (1990), S. 14.
- 20) Ulrich Beck, *Risikogesellschaft*. (1986) S. 172, 邦訳211頁。
- 21) Elisabeth Beck-Gernsheim, *Von der Liebe zur*

- Beziehung? (1990), S.65-104.
- 22) Ulrich Beck, *Riskante Chancen*. (1990), S. 9.
- 23) Ulrich Beck, *Kinder der Freiheit*. (1997), S. 16-21. Elisabeth Beck-Gernsheim, "Auf dem Weg in die postfamilie Familie: von der Notgemeinschaft zur Wahlverwandtschaft," in: Ulrich Beck / dies (Hg.), *Riskante Freiheiten: Individualisierung in modernen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt a.M., 1994, S. 116.
- 24) Elisabeth Beck-Gernsheim, *Die Kinderfrage: Frauen zwischen Kinderwunsch und Unabhängigkeit*, C. H. Beck'sche Verlag, 1989. (木村育世訳『子どもをもつという選択』勁草書房, 1995年), S, 126, 邦訳144頁。
- 25) ベックの「個人化」論における「構造的制約性」(アンソニー・ギデンズ)の軽視という問題は, ジル・ジョーンズらによっても指摘されている。ジル・ジョーンズ, クレア・ウォーレス著, 宮本みち子監訳『若者はなぜ大人になれないのか: 家族・国家・シティズンシップ』, 新評論, 1996年, 40 - 41頁。
- 26) Gabriele Frhonhaus, *Feminismus und Mutterschaft: eine Analyse theoretischer Konzepte und der Mutterbewegung in Deutschland*, Deutscher Studien Verlag, 1994, S. 11.
- 27) Beate Kortendiek, "Mutterschaft und Geschlecht. Fragen, Überlegungen und Ergebnisse einer empirischen Erhebung über Mütter in Mütterzentren." in: Luise Fischer(Hg.), *Kategorie: Geschlecht?: empirische Analysen und feministische Theorien*, Opladen, 1996, S. 81.
- 28) ドイツの女性運動における学問的関心の高まりやその論点については, 以下を参照。姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』, 勁草書房, 1993年。
- 29) Herrad Schenk, *Die feministische Herausforderung. 150 Jahre Frauenbewegung in Deutschland*, München 1980, S. 333.
- 30) Alice Schwarzer, *Der Kleine Unterschied und seine grossen Folgen*, S. Fischer Verlag, 1978. (寺崎あき子訳『性の深層 - 小さな相違と大きな結果』, 亜紀書房, 1979年)。
- 31) 刑法218条をめぐる取り組みについては, 以下を参照。寺崎あき子「中絶を罰する刑法218条をめぐる: 母性の裏面とドイツの女性たち」(原ひろ子・館かおる編『母性から次世代育成力へ』, 新曜社, 1991年)。
- 32) Barbara Sichtermann, *Femininity. The Politics of the Personal*, Oxford, 1986, p.17. 従ってドイツでは, フェミニストと主婦との協力関係はほとんど見受けられず, 第一期女性運動において中心的な担い手であった主婦は, 第二期女性運動からは切り離された存在であった。石川康子『旗を掲げた女たち - ドイツ女性考』, 北斗出版, 1993年, 23頁。
- 33) 坪郷實『新しい社会運動と緑の党: 福祉国家のゆらぎの中で』, 九州大学出版会, 1989年, 15頁。寺崎あき子「ドイツの女性労働と育児支援システム: 男女平等と『仕事と育児の両立』はどこまで実現しているか」(『原ひろ子・館かおる編『母性から次世代育成力へ - 産み育てる社会のために』, 新曜社, 1991年), 277 - 286頁。
- 34) 高橋英寿「現代ドイツ家族の歴史的系譜「ポストモダン家族」概念をめぐる」『立命館文学』, 532号, 1993年。
- 35) Beate Kortendiek, a.a.O. ベアテ・コルテンディックは, 幼児期において, 母親は子どものニーズを満たしうが, 子どもは母親の包括的なニーズにはなり得ないと指摘している。
- 36) 魚住明代「ドイツにおける出生率と家族政策」(阿部誠編『先進諸国の人口問題: 少子化と家族政策』東京大学出版会, 1996年), 226 - 227頁。
- 37) カトリン・ローンシュトック編, 神谷祐子・小林昌子・鈴木仁子・立川希代子・中村真奈美・奈倉洋子・山田やす子訳『私たちのドイツ - 東と西の対話』(明石書房, 1996年), 114頁。
- 38) Anneliese Lissner, Rita Sussmuth, Karin Walter (Hg.), *Frauenlexikon: Traditionen, Fakten, Perspektiven*, Herder, 1988. S. 786.
- 39) プリユー・チェンバレンが実践的関心と哲学的関心に分類しているように, 「母親宣言」には, 母親運動の広範な取り組みが反映されているがゆえに, 非常に多様な論点を含んでいるの

- で、ここでは母子関係に関する点に限って取り上げたい。「母親宣言」の包括的な位置づけについては以下を参照。Prue Chamberlayne, "The Mothers' Manifest and Disputes Over 'Mütterlichkeit'", in: *Feminist Review*, No.35 Summer, 1990.
- 40) Irene Stoehr, "Mutterfeminismus - ein alter Hut?: Die Frauenbewegung und die Mütterfrage seit der Jahrhundertewende", in: Dorothee Pass Weingartz, Gisela Erler(Hg.), *Mutter an die Macht.: Die neue Frauenbewegung*, Rowohlt, 1989, S. 93.
- 41) Gabriele Potthast, Monika Jaeckel, "Mutterzentren", in: Barbel Schön (Hg.), *Emanzipation und Mutterschaft: Erfahrungen und Untersuchungen über Lebensentwürfe und mütterliche Praxis*, Weinheim, München, 1989, S. 231.
- 42) 母親になることをめぐる分裂は、1970年代にすでに潜在的に存在していたことが指摘されている。グルヒント・ファイゲンヴィンターやカリン・シュルックは、母性や母親の権利について、第二期女性運動期に提起したにもかかわらず、こうした論点はほとんど取り上げられなかった。詳細は、Gabriele Frohnhaus, a.a.O., S. 108. Annegret Stopczyk, "Von der "autonomen emanzipierten" zur "mutterbewegte" Frau. Eine Geschichte von nach Tschernobyl", in:Dorothee Pass-Weingartz, Gisela Erler(Hg.), a.a.O., S. 104-105.
- 43) Müttermanifest, in: Sozialwissenschaftliche Forschung & Praxis für Frauen e.V (Hg.), *Beiträge zur feministischen Theorie und Praxis*, Heft 21/22. (拙訳「母親宣言：子供とともに生きる - 主張しはじめる母親たち」『立命館産業社会論集』第34巻第4号1999年) S. 202, 邦訳195頁。
- 44) Mütterzentrum Langen, *Stiefmütterchen*, Nr 35/36, 1996.
- 45) Müttermonifest, S. 206, 邦訳200頁。
- 46) Maria S. Rerrich, "Kinder ja, aber... Was es Frauen schwer macht, sich über ihre Kinderwünsche klar zu werden", in: Deutsche Jugendinstitut e.V., *Wie geht's der Familie? Handbuch zur Situation der Familien Heute*, Kösel, 1988, S. 61.
- 47) Müttermanifest, S. 202. 邦訳195 - 196頁。
- 48) 市野川容孝「性と生殖をめぐる政治 あるドイツ現代史」(江原由美子編『生殖技術とジェンダー』, 勁草書房, 1996年), 198頁。
- 49) Barbara Sichtermann, op. cit., p. 27.
- 50) Johanna Beyer, Franziska Lamott, Birgit Meyer (Hg), *Frauenlexikon: Stichworte zur Selbstbestimmung*, Verlag C. H. Beck, 1983, S. 199-200.
- 51) Barbara Sichtermann, op. cit., p. 20.
- 52) Elisabeth Beck-Gernsheim, *Die Kingerfrage* (1989) S. 122-123. 邦訳140頁。
- 53) Barbara Sichtermann, op. cit., 1986, p. 29.
- 54) Ulrich Beck, *Risikogesellschaft* (1986), 邦訳234頁。
- 55) Ebenda, 邦訳236頁。
- 56) Ulrich Beck/ Elisabeth Beck-Gernsheim, a.a.O. (1990), S. 138.
- 57) Elisabeth Beck-Gernsheim, *Die Kinderfrage* (1989), 邦訳199頁。
- 58) Elisabeth Beck-Gernsheim, "Alles aus Liebe zum kind", in: *Das ganz normale Chaos der Liebe* (1990), S. 142.
- 59) Ebenda, S. 183.
- 60) Gisela Erler, "Herr, wo Du bist, da will auch ich hingehen...: Befremdliches über die Zukunft der Geschlechtsrollen", in Dorothee Pass-Weingartz, Gisela Erler(Hg.), a.a.O., S. 52.エルラーは、労働時間の短縮、両親による育児休暇などによって、男性の家庭における役割を変革する可能性、性別役割分業の廃棄の問題点として、以下の二点を挙げている。第一に、長期にわたって労働時間の短縮が実現されているにもかかわらず、男性の家事・育児への参加がほとんど実現できていないという点。第二に、女性に対して雇用の権利を何よりもまず優先することは、人間諸関係・人間と自然との関係を再建していく上で有効ではないという点である。Prue Chamberlayne, op, cit.